



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 新 電 元 工 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 吉憲
(コード番号 6844 東証第1部)
問合せ先 経営企画室企画部長 松本 義明
(TEL 03 - 3279 - 4431)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 93 回定時株主総会に、「株式併合」および「定款の一部変更」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

(3) 変更の日程

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 93 回定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、10 株を 1 株に併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	103,388,848 株
株式併合により減少する株式数	93,049,964 株
株式併合後の発行済み株式総数	10,338,884 株

（注 1）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

（注 2）平成 29 年 3 月 31 日現在、発行済みの種類株式（A 種優先株式、B 種優先株式）が存在しないことから上記に記載しておりません。

（3）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	6,257 名（100.00%）	103,388,848 株（100.00%）
10 株未満所有株主	129 名（2.06%）	236 株（0.00%）
10 株以上所有株主	6,128 名（97.94%）	103,388,612 株（100.00%）

（注 1）上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満をご所有の株主様 129 名（所有株式数 236 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用頂くことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

（注 2）平成 29 年 3 月 31 日現在、発行済みの種類株式（A 種優先株式、B 種優先株式）が存在しないことから上記に記載しておりません。

（4）株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（5）併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 93 回定時株主総会において、定款の一部変更および本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

（1）定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものであります。

（2）定款変更の内容

変更の内容は以下のとおり（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>3 億 1,000 万株</u>とし、発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>3 億 1,000 万株</u></p> <p>A 種優先株式 <u>5,000 万株</u></p> <p>B 種優先株式 <u>5,000 万株</u></p>	<p>（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,100 万株</u>とし、発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>3,100 万株</u></p> <p>A 種優先株式 <u>500 万株</u></p> <p>B 種優先株式 <u>500 万株</u></p>

<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の単元株式数は、それぞれ <u>1,000株</u> とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の単元株式数は、それぞれ <u>100株</u> とする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</p>
--	---

(3) 変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第93回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年 5月12日
定時株主総会決議日	平成29年 6月29日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月 1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日になります。

以 上

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。
また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。
また、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位の水準を維持し、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 3. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に10分の1を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,805株	1個	180株	1個	0.5株
例3	999株	なし	99株	なし	0.9株
例4	31株	なし	3株	なし	0.1株
例5	5株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例2～5のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金(端数株式処分代金)は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合(上記の例5のような場合)は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。
株式併合の結果、株主様のご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 5. 配当金に影響はありますか。

A 5. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 6. 端数株式が生じないようにすることはできますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。
具体的なお手続はお取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 株式併合後も引き続き単元未満株式が生じますが、買取りや買増しをしてもらえますか。

A 7. 株式併合後も単元未満株式の買取制度や買増制度のご利用は可能です。
具体的なお手続はお取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株主自身で何か必要な手続はありますか。

A 8. 特段のお手続は必要ありませんが、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用の場合は所定の手続きが必要となります。
具体的なお手続はお取引の証券会社か、証券会社に口座を開設していない場合には下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

当社の株式名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料） 受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
